

文化芸術推進基本計画（第 1 期）に係る基本的な考え方について （案）

0. 文化芸術推進基本計画とは

- 「文化芸術推進基本計画」は、新たな文化芸術基本法に基づき、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、政府が定めるものである（閣議決定）。従来からの「文化芸術の振興に関する基本的な方針」と比べて、観光や産業等の文化芸術に関連する施策を含めて策定する点、文化芸術に関する施策のより計画的な推進が求められている点で違いがある。
- 文化芸術基本法では、新たに、地方公共団体の策定する地方文化芸術推進基本計画について、国の文化芸術推進基本計画を参酌（参考に）して策定することなどが法律上努力義務として明記されたところであり、各地方公共団体においては、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策のより積極的な推進に努めることが求められている。

I. 我が国の文化芸術政策を取り巻く状況等

1. 文化芸術の価値等

- 平成 29 年（2017 年）6 月に成立した文化芸術基本法においては、文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互理解、様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものであるとされている。また、文化芸術それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、国民共通のよりどころとなり、また自己認識の基点として文化的な伝統を尊重する心を育てるものとされている。
- このような文化芸術は、国民全体及び人類普遍の社会的財産として、創造的な経済活動の源泉や、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤ともなるものであり、以下のような本質的及び社会的・経済的価値を有している。

（本質的価値）

- ・ 文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるものであること。

- ・ 文化芸術は、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、個人の文化的な伝統を尊重する心を育てるものであること。

(社会的・経済的価値)

- ・ 文化芸術は、他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、個々人が共に生きる地域社会の基盤を形成するものであること。
- ・ 文化芸術は、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するものであること。
- ・ 文化芸術は、科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するものであること。
- ・ 文化芸術は、文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものであること。

○ 我が国の文化芸術資源は、保存技術や材料の確保、伝承者の育成等長い歴史を通じて各地域の先達の地道な努力により今に受け継がれてきた価値あるものであり、国だけでなく地方でも大切な宝として、地域住民の理解を深め、確実に保存、継承すべきものである。

○ このように、文化芸術は心豊かな国民生活や活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持っており、今後、文化芸術基本法の趣旨を踏まえ、更なる取組を進めていく必要がある。国及び地方公共団体は、心豊かで多様性のある社会を実現するとともに、創造的で活力ある社会を構築するため、今こそ、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識しつつ、文化芸術に関する施策の推進を政策の根幹に据え、イノベーションと多様性により未来を切り拓き、文化芸術の価値を重視する社会を築くことが求められており、文化芸術により生み出される本質的価値及び社会的・経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用し循環させることが重要である。

(参考)

● 「文化芸術基本法」前文抜粋

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

(略)

文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、

(略)

● 第4次基本方針抜粋

文化芸術は、最も広義の「文化」と捉えれば、人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観等、およそ人間と人間の生活に関わる総体を意味する。他方で、「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」という視点で捉えると、その意義については、次のように整理できる。

第一として、豊かな人間性を涵養(かんよう)し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるものである。第二として、他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、共に生きる社会の基盤を形成するものであると言える。第三として、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するものであると言える。第四として、科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するものであると言える。第五として、文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものであると言える。

このような文化芸術は、国民全体の社会的財産であり、創造的な経済活動の源泉でもあり、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤ともなることから、我が国の国力を高めるものとして位置付けておかなければならない。

我が国は、このような認識の下、心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築して国力の増進を図るため、文化芸術の振興を国の政策の根幹に据え、今こそ新たな「文化芸術立国」を目指すべきである。

2. 昨今の我が国の文化芸術を取り巻く状況変化

- 新しい文化芸術基本法の成立
 - ・ 文化芸術基本法の改正の趣旨は、文化財の保護や芸術文化の振興などこれまでの文化政策を更に充実しつつ、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野における施策を基本法の範囲に取り込むこと、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用させることであること。
 - ・ 文化芸術の継承、発展及び創造には文化芸術団体が積極的に役割を果たすべきであるとともに、文化芸術の推進のためには国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者等の関係者相互の連係及び協働が重要であること。
 - ・ 改正法の附則において、文化庁の機能拡充等の検討条項が設けられ、政府において文化庁の機能強化について検討が進められていること、地方創生の観点から文化庁の京都移転について検討が進められていること。

- 少子高齢化やグローバル化、情報通信技術の急速な進展など社会状況の大きな変化
 - ・ 少子高齢化やグローバル化の進展、情報通信技術の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化政策の展開が一層求められていること。

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催
 - ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会はスポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもり、同大会は我が国の文化芸術の価値を世界へ発信する大きな機会であるとともに、文化芸術による新たな価値の創出を広く示していく好機であること。
 - ・ 2020年東京大会を契機として、歴史、風土や衣食住の文脈の中で、多様で豊かな日本文化の価値を国際的に分かり易く発信することが求められていること。
 - ・ 2020年及びそれ以降の遺産（レガシー）を意識した施策の戦略的な展開が喫緊の課題であること。

3. 国際的な文化芸術政策の動向

- 海外における文化芸術政策においては、文化芸術の振興にとどまらず文化芸術の範囲を拡大し、新しい文化はもとより、創造的な経済や社会の発展に貢献することを目指していること、より多くの人々が文化芸術にアクセスことを可能にすることを目指していることなど、今回の文化芸術基本法の改正の趣旨と同様の方向性を有しているところ。

- この他、文化芸術の卓越性を重視し、自国が世界的な文化芸術の中心となることや文化芸術による国家ブランディングなどを重視するとともに、文化芸術が有する多様性や相互理解等の特徴から生み出される社会的包摂の機能や人々が幸福な人生（Well-being）を享受できる機能を重視するなど、文化芸術の有する様々な価値に着目して政策目標が設定され、文化芸術政策が国家戦略として、他の社会・経済政策とも相まって推し進められているところ。

- たとえば、2016年に英国政府が、文化政策の今後の方向性を示すものとして約50年振りに策定した「文化白書」(The Culture White Paper)においては、文化の価値を3つの側面（本質的価値、社会的価値及び経済的価値）から整理しているところ。その上で、以下の4つを柱として、今後の文化政策の方向性及び関連する評価指標等を打ち出しているところ。
 - 1 人生をスタートした場所に関係なく、全ての人々が文化に触れる機会を享受するべきである
 - 2 文化の豊かさが全国のコミュニティに恩恵を与えるべきである
 - 3 文化の力は私たちの国際的地位を向上させることができる
 - 4 文化の投資、レジリエンス、改革

- また、アーツ・カウンシル・イングランドでは、2010年から2020年の10年間の戦略的枠組「優れた文化芸術を全員に」(Great art and culture for everyone)を2013年に改訂し、以下のように、5つの目標を定めているところ。このうち、1と2が最も重要な使命とされているところ。
 - 1 優れた文化芸術が発展し、美術館、博物館、図書館が賞賛されている
 - 2 誰もが文化芸術を体験したり、インスピレーションを得たりする機会がある

- 3 美術館、博物館、図書館が弾力性のある回復力を持ち、持続可能である
- 4 美術館、博物館、図書館のリーダーシップと労働力は多様で高いスキルを有している
- 5 すべての子供と若者は、美術館、博物館、図書館の豊かさを体験する機会がある

○ また、オーストラリア政府が2011年に定めた「国家文化政策-オーストラリアの未来に対するビジョンの策定」(The National Cultural Policy-Developing a Vision for Australia's Future)においては、以下のように、4つの目標を定めているところ。

- ・ 政府が何を支えているか、そしてその支援がどのように提供されているかを確実にするために、21世紀のオーストラリアの多様性を反映し、先住民族の文化を保護し、支援する。
- ・ 新しい芸術と創造的な産業の発展を支え、より多くの人々が芸術と文化にアクセスし、参加することを可能にする新技術と新しいアイデアの活用を奨励する。
- ・ 革新と世界的な試みをサポートし、芸術が国内外でオーストラリアのストーリーを伝える役割を強化する。
- ・ 社会と経済に貢献する芸術の能力を促進し、強化する。

4. 文化芸術推進基本計画（第1期）の構造等

(1) 文化芸術推進基本計画の位置付け

- 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策に関する総合的かつ計画的な推進をするための基本的な事項その他必要な事項について政府が定めるものであり（閣議決定）、改正基本法により新たに位置付けられたものであること。
- 現行の基本方針の内容とは、文化芸術の振興そのものの施策のみならず、関係府省庁の文化芸術関連施策を含む点、それらの施策に関する総合的のみならず、計画的な推進を求められている点において変更されていること。
- このため、文化芸術政策を推進するに当たっては、文化芸術基本法の趣旨を踏まえ、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の他分野の関連施策と有機的な連携を図りつつ、国においては文化庁が中心となり、文化芸術推進会議等を通じて関係省庁と一体となって取組を進めることが重要であること。
- 基本計画は文部科学大臣が文化審議会の意見を聴いて基本計画の案を作成し、あらかじめ関係府省庁から成る文化芸術推進会議において連絡調整を図ること。
- 昨今の我が国の文化芸術を取り巻く状況変化に対応するため、国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者等の関係者が相互に連携・協働を図ることが重要であり、特に、文化芸術団体には、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承・発展及び創造に積極的な役割を果たすことが求められること。
- 地方公共団体には、国の文化芸術推進基本計画を参酌して、地方文化芸術推進基本計画を策定する努力義務があること。これにより、地方における自主的・主体的な文化芸術推進施策の促進が求められること。例えば、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等に関する部局等との連携を図るなど、自主的かつ主体的に、文化芸術を活かした観光、まちづくりの推進及び福祉、教育等の機関と連携した年齢や障害の有無等に関わらない文化芸術活動の場の充実等その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策を総合的

に推進することが求められていること。

- 文化芸術団体の役割，民間事業者を含む関係者相互の連携協働について規定されたことを踏まえ，文化芸術団体や民間事業者の代表が議論に参画すること。

(2) 文化芸術推進基本計画（第1期）の構造

- 法令上、基本計画の年限についての定めはないが、国の基本計画は教育振興基本計画や科学技術基本計画をはじめ通例5年程度となっており、現在の文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）が2015年度から2020年度までの6年間とされていることから、今回の基本計画の期間については2020年度を中間年とする2018年度から2022年度までの5年間の計画とすること。（中間年となる2020年度に中間評価を実施し、第2期基本計画の策定に反映）
- 基本計画を策定する際には、計画期間を超えて中長期的な観点も視野に入れて策定する必要があることから、中長期的な国の文化芸術政策の方針として、4つの目標（「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」）を定めること。
- 4つの目標（「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」）を中長期的に実現するため、第1期基本計画期間中の政策目標として、6つの戦略（「今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性」）を定めること。
- 第1期の基本計画を着実な推進を図るため、6つの戦略（「今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性」）に対応する基本的な施策（「今後5年間に国が講ずべき文化芸術に関する基本的な施策」）を、関係府省庁の関連施策を含めて盛り込むこと。
- 基本計画に基づく文化芸術に関する施策の計画的な実施を図るとともに、国民への説明責任の向上に資するため、基本計画の進捗状況を適切に把握し、今後の施策の改善に反映することが重要であり、基本計画期間内において、4つの戦略（「今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性」）を対象に評価・検証を行うための「指標」を設定すること。
- なお、基本計画の進捗状況の指標を用いて評価・検証するに当たっては、中長期的視点で文化芸術政策全体の視点から適切に検討することが重要であり、本来の基本的方向性の趣旨と齟齬をきたさないように留意することが重要であること。

II. 今後の文化芸術政策の目指すべき姿

- 第1期文化芸術推進基本計画においては、我が国の文化芸術政策の取り巻く状況を踏まえ、イノベーションと多様性で文化芸術の社会的・経済的価値を切り拓くため、国際的な動向も勘案しつつ、以下のとおり、中長期的な視点からの4つの目標（「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」）を定めることとする。

4つの目標（「今後の文化芸術の目指すべき姿」）

～イノベーションと多様性で文化芸術の社会的・経済的価値を更に切り拓く～

目標1 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれる、活力ある社会が形成されている

目標2 心豊かで多様性のある社会

文化芸術を通して社会参画の機会や相互理解がひろがり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている

目標3 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている

目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するため、持続可能で回復力のあるプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・機関が活躍している

- なお、ここでいう「文化芸術」は文化芸術基本法で使用されている「文化芸術」と同義であり、芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化・国民娯楽、文化財等を含むものである。

- 4つの目標（今後の文化芸術政策の目指すべき姿）のイメージ
4つの目標が中長期的に目指す姿が具体的にどのようなものかを分かりやすく表現すると、例えば、以下のようにそれぞれの社会等のイメージを示すことができること。

目標1 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれる、創造的で活力ある社会が形成されている

- ・優れた文化芸術への投資から、更に新たなコンテンツや作品が次々と生み出され、国内外に発信されている。
- ・最新の科学技術・情報通信技術を活用することにより、人々が容易に文化芸術を享受している。
- ・全国各地で今までにない魅力的な新文化が創造され、イノベーションが生まれ、新たな産業や雇用が生まれている。
- ・文化創造の基盤である文化財について、その価値を人々が再認識し、総合的かつ一体的に保存・活用する取組を行っている。
- ・文化の国際交流・発信を通じて、我が国の国際的地位が向上している。

- 文化芸術推進基本計画における文化芸術は、「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」と広く捉えることができ、人々の活力や創造力の源泉となるとともに、社会の成長の源泉、国家への威信付与、地域への愛着の深化、関連ビジネスへの波及効果、将来世代のために継承すべき価値といった社会的・経済的価値を有する公共財としての性格も有する。
- すなわち、優れた文化芸術への投資から、更に新たなコンテンツや作品が次々と生み出され、国内外に発信されることや最新の科学技術・情報通信技術を活用することにより、人々が容易に文化芸術を享受できるようになること、全国各地で今までにない魅力的な新文化が創造され、イノベーションが生まれ、新たな産業や雇用が生まれることは、文化芸術を通じて人々の創造性や表現力等を高めるとともに、関連ビジネスへの経済的・社会的な波及効果も生むものである。また、優れた芸術活動の担い手に対する支援や、国内外で活躍する場の充実などにより、世界に誇れるトピック

ラスの文化芸術を創造することは、我が国の優れた文化芸術を次世代へ継承する上でも重要である。

- 地域の文化財の価値を人々が再認識し、総合的かつ一体的に保存・活用する取組を行うことは、世界に誇るべき我が国の文化財や伝統等を維持、継承、発展させるために重要である。それに加えて、各地の豊かな文化財や伝統的な文化等を地域の資源として効果的に投資を行い、戦略的に活用することは、交流人口の増加や移住につなげるなど地域の活性化にも資するものである。さらに、我が国の芸術文化、文化財や伝統等を文化の国際交流・発信を通じて世界へ発信することは我が国の国家ブランディングへ貢献するものであり、これらを通じて創造的で活力ある社会の形成に資するものである。

目標2 心豊かで多様性のある社会

文化芸術を通して社会参画の機会や相互理解がひろがり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている

- ・ 日本が世界の文化芸術のハブとなり、海外から文化芸術を目的に多くの人々が訪れ、交流するとともに、海外に日本の文化芸術が発信されている。
- ・ 高齢者、障害者、子供、在留外国人など多様な人々が文化芸術の場に参画する機会があり、相互理解が進み、心の豊かさが形成されている。
- ・ 文化施設、国内外の文化イベントにおいて多言語化に対応し、国際交流・発信が進んでいる。
- ・ 文化遺産を媒介として文化的対話が進み、多様な文化の相互理解ができる。
- ・ 在留外国人の日本語学習が進み、日本の文化を海外に次々と発信している。
- ・ あらゆる文化機関で年齢、性別等の多様な専門的人材が活躍している。

- 文化芸術基本法では、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である」とともに、「国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域に関わらず等しく」文化芸術の機会を享受することが基本理念として謳われており、文化芸術は、高齢者、障害者、子供、在留外国人など多様な人々が文化芸術の場に参画する機会があり、多様な価値観が尊重され、人々との相互理解が進むという社会包摂の機能を有している。

- 日本が世界の文化芸術のハブとなり、海外から文化芸術を目的に多くの人が訪れ、交流するとともに、海外に日本の文化芸術が発信することや、文化施設、国内外の文化イベントにおいて多言語化に対応し、国際交流・発信が進むこと、文化遺産を媒介により文化的対応が進み、多様な文化の相互理解ができること、在留外国人の日本語学習が進み、日本の文化を海外に次々と発信することにより、文化芸術を通じて世界各国の人々を触発し、我が国及び世界において文化芸術活動の相互交流が活発に行われ、心豊かな社会の形成に資するものである。
- また、2020年オリンピック・パラリンピックは文化の祭典として成功させることにより、我が国の文化や魅力を世界に示すとともに、文化芸術を通じて世界に大きく貢献するまたとない機会であり、2020年以降の文化芸術の遺産として受け継いで行くことが重要である。

目標3 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている

- ・ 多くの人が我が国の文化芸術を誇りに感じている。
- ・ 若手をはじめ多様な新進芸術家等の人材が次々と養成され、国内外の文化芸術の場で活躍している。
- ・ 文化創造の基盤である文化財が確実に継承され、その価値が共有されている。
- ・ 文化財に加えて、芸術や芸能の知識・技能・物品等が次世代に確実に継承されている。
- ・ 劇場・音楽堂等、美術館、博物館等の文化施設の創造・鑑賞活動に多くの人が参加している。
- ・ 高齢者、障害者、子供、在留外国人など多様な人々が文化芸術の場に参画する機会がある。

- 我が国は、諸外国を魅了する有形・無形の文化財を有しているとともに、日本人には地域に根付いた祭りや踊りに参加する伝統、衣食住の文化など暮らしの中に文化が根付いている伝統がある。また、我が国では、多様な文化芸術活動が行われるとともに、日常においても、稽古事や趣味などを

通じて様々な文化芸術体験が行われている。こうした日本の文化財や伝統等は、世界に誇るべきものであり、日本人自身がその価値を十分に認識し、これを維持、継承、発展させることが重要である。

- 文化芸術はそれ自体が固有の意義と価値を有し、特に本物の文化芸術の鑑賞機会や歴史・風土に根ざしたふるさとの文化芸術に触れる体験は、豊かな人間性・創造性を涵養し、感動や共感、心身の健康など多様な恩恵をもたらすものである。
- 劇場・音楽堂等は、文化芸術を継承、創造、発信する場であるとともに、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点であり、全ての国民が心豊かな生活を実現する機能、社会参加の機会をひらく社会包摂の機能、地域コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える機能や国際文化交流の機能など多種多様な役割を有している。
- 美術館、博物館、図書館等は、文化芸術の保存・継承、創造、交流、発信の拠点のみならず、地域の生涯学習活動、国際交流活動、ボランティア活動や観光等の拠点など幅広い役割を有している。
- 著作権は文化の法的インフラであり、文化の花を咲かせるための土台を提供するものである。文化芸術の振興を図るためには、技術の発達等による新たなニーズを踏まえつつ制度整備を行い、著作物等の適切な保護と利用の促進に取り組むことが重要である。

目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するため、持続可能で回復力のあるプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・機関が活躍している

- ・ 年齢、性別など多様でスキルの高い専門的人材が多くの文化施設や文化芸術団体で活躍している。
- ・ 文化施設や文化芸術団体が持続可能で回復力のある基盤を有し、地域のプラットフォームが形成されている。
- ・ 文化創造の基盤である文化財について、その価値を人々が再認識し、総合的かつ一体的に保存・活用する取組を行っている。
- ・ 地域の芸術祭等に多くの人々が参加するなど、多くの人が地域の文化的環境に満足している。

- 少子高齢化等の影響により、地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足、文化芸術の専門的人材の育成・確保が指摘されているなど、地域の文化芸術を支える基盤の脆弱化に対する危機感が広がっている。このような中で、国は、地方と緊密に連携しつつ、我が国全体の文化力向上に向けて先進的に取り組み、あらゆる人々が文化芸術に慣れ親しめるよう、その担い手の育成や創造・活動の場に向けた取組に努めるとともに、地方公共団体においては、地域の歴史や風土に根付いた文化的特色を踏まえ、その特色を生かした活動を推進すべきであり、地方の文化行政を担う人材の育成や体制の充実が期待される。
- 文化芸術は、芸術家等のみならず、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術に関する技術者、美術館、博物館、劇場・音楽堂等における学芸員や各種専門職員等、多様で高いスキルを有する専門的人材を必要としており、こうした人材の確保が我が国の文化芸術の持続的な発展において重要である。
- 文化芸術の継承、発展及び創造において文化芸術団体や文化施設等が果たす役割は重要であるが、文化芸術団体や文化施設等が文化芸術の発展に積極的な役割を果たすよう、特に自立して継続的に活動するために必要な経営力、企画力、コンプライアンス対応等のマネジメント力を強化することは、我が国の文化芸術の持続的な発展にとって重要である。また、文化

芸術活動を進めるに当たっては文化ボランティアも文化芸術活動を支える重要な人材である。

- 国, 独立行政法人, 地方公共団体, 文化芸術団体, 民間事業者, 芸術家, 学校等, 文化施設, 社会福祉施設, NPO・NGO, 文化ボランティアなどの関係機関等が相互に連携・協働し, 文化芸術のあらゆる現場において創造・活動の場を広げ, 総合的な文化政策を展開することが重要であり, これらの関係機関等のゆるやかな連携・協働を可能にする枠組み, 文化芸術を推進するプラットフォームを形成することが求められている。

- 文化芸術創造都市に取り組む地方公共団体等による全国的・広域的ネットワークの充実・強化を図るとともに, 海外の創造都市やユネスコ等の関係者との交流を促すこと, 文化芸術の持つ創造性を地域振興, 観光・産業振興等に活用し, 地域課題の解決に取り組む活動が重要である。

・

(参考)

●文化芸術基本法 前文（抜粋）

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

21世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

●第4次基本方針（抜粋）

（我が国が目指す「文化芸術立国」の姿）

- (1) 子供から高齢者まで、あらゆる人々が我が国の様々な場で、創作活動へ参加、鑑賞体験できる機会等を、国や地方公共団体はもとより、芸術家、文化芸術団体、NPO、企業等様々な民間主体が提供している。
- (2) 全国の地方公共団体、多くの文化芸術団体、文化施設、芸術家等の関係者により、世界に誇る日本各地の文化力を生かしながら、2020年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開等がなされている。
- (3) 日本全国津々浦々から、世界中に各地の文化芸術の魅力が発信されている。東日本大震災の被災地からは、力強く復興している姿を、地域の文化芸術の魅力と一体となって、国内外へ発信している。
- (4) 2020年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開等に伴い、国内外の多くの人々が、それらに生き生きと参画しているとともに、文化芸術に従事する者が安心して、希望を持ちながら働いている。そして、文化芸術関係の新たな雇用や、産業が現在よりも大幅に創出されている。

III. 今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性等

- 上記の今後の文化芸術政策の目指すべき姿を中長期的に実現するため、第1期文化芸術推進基本計画の期間中（2018～2022年度の5年間）においては、国際的な動向も勘案しつつ、第1期基本計画期間中の政策目標として、以下に掲げる6つの戦略（「今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性」）を定め、国家戦略としての文化芸術政策を強力に推し進めることとする。

6つの戦略（「今後5年間の文化芸術の基本的な方向性」）

戦略1 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現

戦略2 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献

戦略3 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成

戦略4 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成

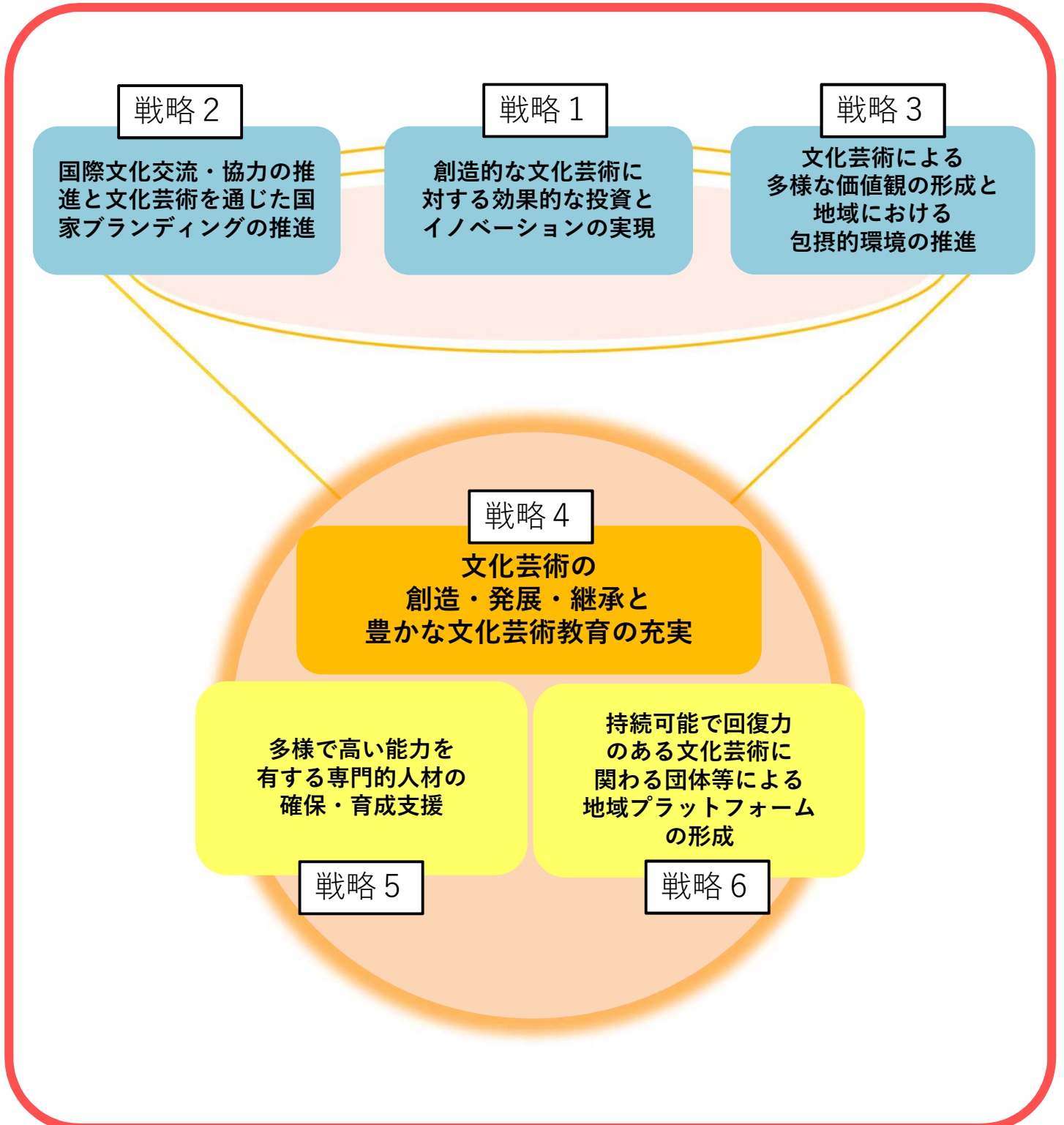
戦略6 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム（関係者のゆるやかな連携・協働を可能にする枠組み）の形成

- 上記のうち、戦略1、戦略2及び戦略3については、主として今後の文化芸術政策の目指すべき姿（中長期視点）の目標1及び目標2に対応し、主に文化芸術の社会的・経済的価値の醸成に関わるものであり、戦略4、戦略5及び戦略6については、主として同じく目標3及び目標4に対応し、主に文化芸術の本質的価値の醸成に関わるものである。

- 改正基本法に基づく基本計画の効果的かつ着実な推進を図るため、国家戦略としての文化芸術の目指すべき方向性を具体的に現すよう、以下の主な基本的施策の例にあるとおり、今後5年間に国が講ずべき文化芸術に関する基本的な施策について、関係省庁の関連施策や改正基本法において基本的な施策に例示として追加された事項を含めて盛り込むこととすること。
- 各施策については、厳しい財政事情に照らして、既存施策の不断の見直し・効率化や重複施策の統合を進めること等により重点化を図りつつ、最大限の効果を上げる必要がある。

今後5年間の文化政策の基本的な方向性 相互の関係性

イノベーションと多様性で文化芸術の新たな価値を切り拓く



戦略1 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現

(1)基本的な方向性

文化芸術に対する効果的な投資により、複合領域等の文化の萌芽の支援、情報通信技術等の活用推進、衣食住の文化を含むくらしの文化の振興、文化芸術を活かした観光、文化芸術に関連する産業やマーケットの育成等、文化芸術によるイノベーションを実現する。

今後、各分野別分科会・WG 報告書を反映

(2)今後の具体的施策

今後、各分野別分科会・WG 報告書を反映

- ・ 関連分野と連携協働した新たな文化芸術の価値の創造
- ・ 文化芸術に関連する産業やマーケットの育成を通じた新たな文化芸術の価値の創造
- ・ 食文化やファッション等を含むくらしの文化の継承・振興
- ・ 全国・地域の芸術祭
- ・ 文化財の活用・公開，日本遺産，歴史文化基本構想等
- ・ 複合領域による新文化創造
- ・ 新文化創造の萌芽支援
- ・ メディア芸術の振興
- ・ VR，デジタルアーカイブの共有等デジタル技術・情報通信技術の活用の推進
- ・ 著作権等の保護及び利用

戦略2 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献

(1)基本的な方向性

2020年五輪を契機に、国内外で多彩な文化プログラムが展開され、国際文化交流・協力を推進するとともに、日本の文化を戦略的かつ積極的に発信し、文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献を図る。

今後、各分野別分科会・WG報告書を反映

(2)今後の具体的施策

今後、各分野別分科会・WG報告書を反映

- ・文化プログラムの展開
- ・国際文化交流・協力の推進（文化交流使、アーティストインレジデンス、日中韓の文化交流等）
- ・文化財国際協力の推進
- ・日本語教育の普及及び充実
- ・多言語化
- ・近現代の文化遺産や美術への対応
- ・日本文化発信の戦略的推進
- ・著作権等の保護及び利用

戦略3 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成

(1)基本的な方向性

文化芸術活動に触れられる機会が等しく享受され、全ての人々が生涯を通じて、あらゆる地域で容易に享受できる環境を整えるとともに、高齢者や障害者、子供、在留外国人など多様な人々が文化芸術活動の場に参画でき、地域における多様な文化芸術を振興するなど、文化による多様な価値観の形成と地域の包摂的環境の推進による文化芸術の社会的価値の醸成を図る。

今後、各分野別分科会・WG 報告書を反映

(2)今後の具体的施策

今後、各分野別分科会・WG 報告書を反映

- ・ 高齢者の文化芸術活動の支援
- ・ 障害者の文化芸術活動の支援
- ・ 在留外国人等の文化芸術活動や日本語学習の支援
- ・ 社会教育としての文化芸術教育、著作権教育、国語教育（子供を含む）
- ・ 著作権等の保護及び利用
- ・ 地域における文化芸術振興、沖縄文化、アイヌ文化等（被災地を含む）
- ・ 地域の文化芸術活動の場の充実

戦略4 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

(1)基本的な方向性

文化芸術の創造と発展を図り、我が国の優れた文化芸術を次世代へ確実に継承するとともに、豊かな文化芸術教育の充実を図る。

今後、各分野別分科会・WG 報告書を反映

(2)今後の具体的施策

今後、各分野別分科会・WG 報告書を反映

- ・ 全国レベルの芸術祭の開催
- ・ 芸術の振興
- ・ 芸能の振興，伝統芸能の継承・発展
- ・ 物品の保存，知識及び技能の継承
- ・ 新進芸術家等の養成
- ・ 文化財の保存と活用
- ・ 食文化やファッション等を含むくらしの文化の継承・発展
- ・ 著作権等の保護及び利用
- ・ 国語の正しい理解
- ・ 劇場・音楽堂等の活性化
- ・ 美術館，博物館，図書館等の充実
- ・ 顕彰
- ・ 文化財の保存修復等に関する人材の養成，美術館・博物館等の専門人材の養成・研修
- ・ 学校教育における文化芸術教育，著作権教育，国語教育
- ・ 公共の建物等の建築等に当たっての配慮

戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成

(1)基本的な方向性

年齢，性別等が多様で高いスキルを有する専門的人材を確保するとともに，キャリア段階に応じた教育訓練・研修等人材を育成する。

今後、各分野別分科会・WG 報告書を反映

(2)今後の具体的施策

今後、各分野別分科会・WG 報告書を反映

- ・ NPO やボランティアを含む地域の文化芸術活動の担い手の育成
- ・ マネジメント人材，技術者等の多様な人材の確保
- ・ 芸術家，マネジメント人材等のキャリア形成支援，地位向上
- ・ 文化芸術団体のマネジメントの強化
- ・ 文化財の保存修復等に関する人材の養成，美術館・博物館等の専門人材の養成・研修
- ・ 日本語教育人材の養成・研修の充実

戦略6 地域の文化芸術を推進するプラットフォームの形成

(1) 基本的な方向性

全国各地において、国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者等を含む関係機関相互の連携強化を図り、総合的な文化政策を担う、持続可能で回復力のある地域の文化芸術を推進するプラットフォーム(関係者のゆるやかな連携・協働を可能にする枠組み)を形成する。

今後、各分野別分科会・WG 報告書を反映

(2) 今後の具体的施策

今後、各分野別分科会・WG 報告書を反映

- ・地域のプラットフォームづくり
- ・文化芸術創造都市に取り組む地方公共団体等によるネットワークづくり
- ・地方公共団体及び文化芸術団体への多様な財源の先進的な情報の提供と共有
- ・民間の支援活動の活性化、多様な財源の先進的な事例の提供
- ・民間事業者を含む関係機関相互の連携強化
- ・文化プログラムに対する評価検証
- ・政策形成への民意の反映、エビデンスの充実
- ・民間をはじめ多様な財源の確保

IV. 文化芸術推進基本計画（第1期）に係る評価・検証サイクルの確立

（基本的な考え方）

- 基本計画に基づく文化芸術推進施策の着実かつ継続的な実施を図るとともに、国民への説明責任の向上を果たす観点から、以下のような評価・検証サイクルを確立すること。
 - ・「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」（目標）、「今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性」（戦略）、「今後5年間に取り組むべき文化芸術に関する基本的な施策」の関係性について、関係者のみならず国民一般もロジカルに理解できるように可視化すること。
 - ・基本計画期間内（2018～2022年の5年間）において実施する基本的な施策群を含む政策の評価・検証を行うため、「今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性」（戦略）を対象に、精選して設定した指標を用いて単年度ごとに評価・検証しフォローアップを行うなど、基本計画の進捗状況を適切に把握し、今後の施策の改善に反映すること。
 - ・単年度ごとに加えて、中間年（2020年度）の終了後には、中間評価を実施し、第2期文化芸術推進基本計画の策定の検討に反映すること。

（指標の位置づけ）

- 評価・検証する際には、個々の指標に基づく状況で判断するのではなく、それぞれの戦略ごとの指標に基づく状況全体から進捗状況を適切に把握することが重要であること。
- 指標は、基本計画を評価・検証しフォローアップを行う際にあくまで拠り所となるものであり、指標の内容を達成することが目的ではないこと。

（指標の設定の在り方）

- 指標については、評価・検証の負担軽減の観点から、精選した指標を適切に設定することとし、また、文化芸術の各分野の特性に十分留意しつつ、定量的のみならず定性的評価を含む質的評価を重視すること。
- 指標についてはアウトカム指標を基本とすること。
- 指標の設定の際には、それらの達成が自己目的化し、政策全体、すなわち本来の基本的な方向性（戦略）等とかけ離されないように留意すること。
- 現時点で指標に必要なデータ等がない場合には、第1期基本計画期間中の指標の開発を検討することとする。適切な指標を開発するため、国内外の情報や各種データの収集・分析等文化芸術政策に係るエビデンスを蓄積すること。

(進捗状況を把握するための指標候補)

※ 別添資料参照

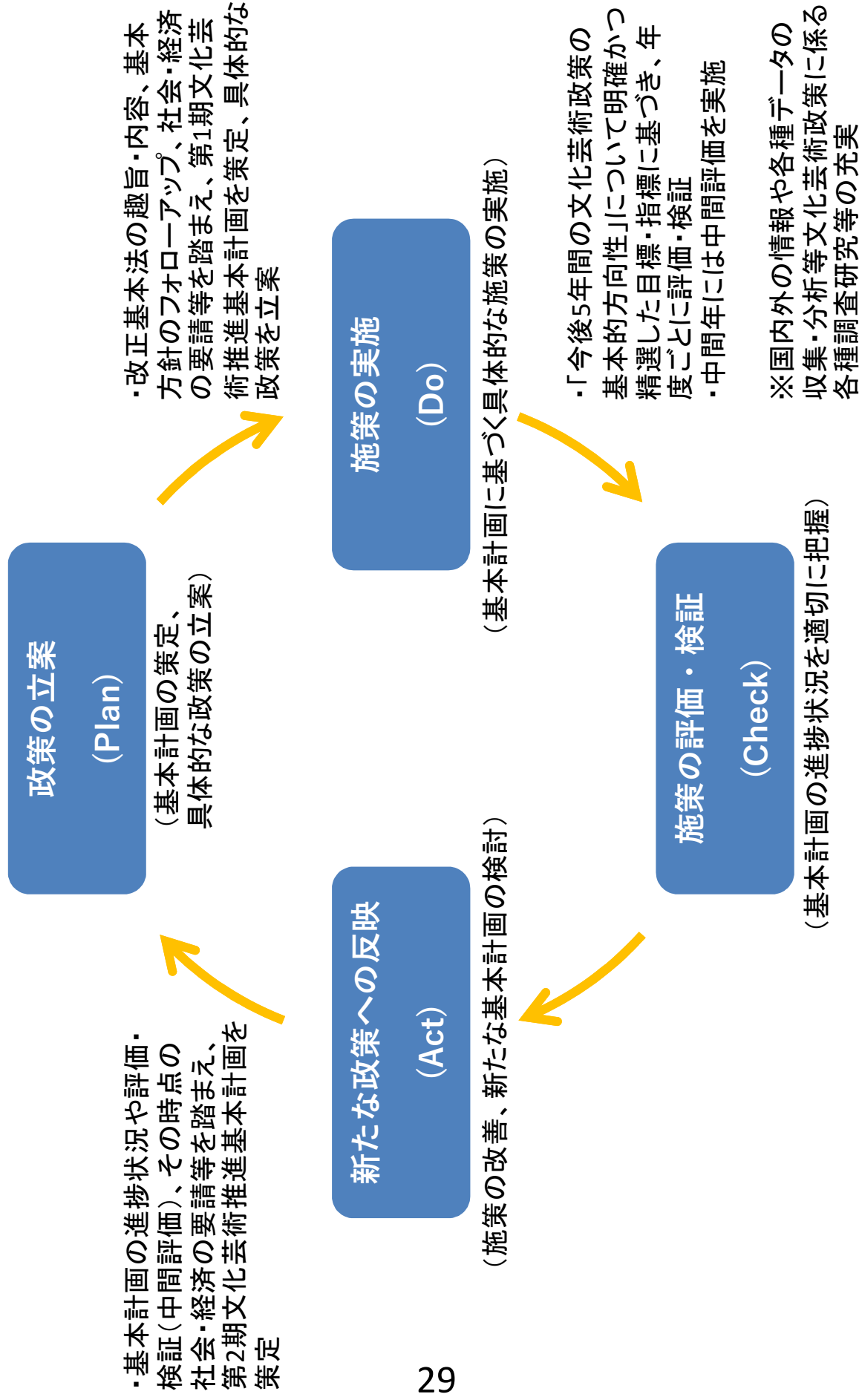
(調査研究、政策立案機能の充実等)

- 指標開発のみならず、望ましい文化政策を企画立案・評価するためには、文化芸術に関する国内外の情報や各種データの収集・分析、将来推計等の調査研究が重要であること。
- 大学や文化芸術団体等と連携し、国内外の文化政策の動向や文化芸術の活動実態等に係る情報の収集・分析、文化芸術産業の経済規模（文化 GDP）及び経済波及効果などの経済分析、文化芸術の関係者や施設に関するデータの収集・調査分析等を継続的に行う機能・ネットワークが必要であること。
- このような調査研究機能を確保し、そこで得られた結果を活用してエビデンスに基づいた政策立案の機能を強化していくべきであること。

(地方公共団体における取組への期待)

- 文化芸術推進基本計画の指標は国として設定するものであり、各地方公共団体において基本計画等を策定する際には、これらの指標を参酌し、地域の実情に応じた指標を設定した上で、全国レベルの進捗状況と比較することなどにより、適切に現状を把握し、施策の改善やそれぞれの地域における基本計画等の策定・変更等に生かすことが期待されること。

文化芸術推進基本計画に係る評価・検証サイクルの確立



V. 今後の文化芸術政策を総合的に推進するための文化庁の機能強化等

- 改正法の附則において、文化庁の機能拡充等の検討条項が設けられ、政府において文化庁の機能強化について検討が進められていること、地方創生の観点から文化庁の京都移転について検討が進められているが、文化芸術基本法は文化政策の根本法ともいふべき法律であり、今後の文化行政の機能強化についても、新しい文化芸術基本法に基づき考えられるべきものであること。
- 新しい文化芸術基本法に基づく政策を牽引するため、文化庁の機能強化を通じて、2018年度中には「新・文化庁」を実現するとともに、第1期文化芸術推進基本計画に基づく文化政策を強力に牽引することが求められること。
- 「新・文化庁」は、文化芸術立国を目指し、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、今日の政策ニーズに対応し、関連分野における施策との有機的な連携が取れる組織体制を構築する必要がある。「新・文化庁」への組織改革は、「縦割」を超えた開放的・機動的な文化政策集団の形成に向けて、①時代区分を超えた組織編制、分野別の縦割型から目的に対応した組織編制とすることによって、政策課題への柔軟かつ機動的な取組に対応することが必要であるとともに、文化財をはじめ文化芸術資源の活用を促進する、②関係府省庁、地方公共団体、民間、大学、文化芸術団体などに広く開かれた総参画体制をとることにより、新たな領域への積極的な対応を強化することが必要であること。